

JWWA B 139 [水道用ステンレス製サドル付分水栓] の一部改正

JWWA B 139 : 2007 (水道用ステンレス製サドル付分水栓) は, 平成 21 年 2 月 24 日付, 平成 22 年 2 月 26 日付, 平成 23 年 3 月 30 日付, 平成 26 年 3 月 25 日付及び令和 5 年 3 月 29 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。

(全 4 ページ)

なお, これ以外の規定内容に変更はありません。

平成 21 年 2 月 24 日付一部改正 (平成 21 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																										
12	<p style="text-align: center;">表 A.2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 5 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下	<p style="text-align: center;">表 A.2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下	3 か所 いずれも																		
項目	基準																												
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下																												
項目	基準																												
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下																												
13	<p style="text-align: center;">表 A.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 5 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.02 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.04 以下	略		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下	略		<p style="text-align: center;">表 A.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 3 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.04 以下	略		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下	略		1,1-ジクロロエチレンを削除
項目	基準																												
略																													
<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.02 以下																												
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.04 以下																												
略																													
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下																												
略																													
項目	基準																												
略																													
シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.04 以下																												
略																													
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下																												
略																													
18	<p style="text-align: center;">表 B.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.002 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.004 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.002 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下	略		<p style="text-align: center;">表 B.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.004 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.004 以下	略		1,1-ジクロロエチレンを削除								
項目	基準																												
略																													
<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.002 以下																												
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下																												
略																													
項目	基準																												
略																													
シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.004 以下																												
略																													

平成 22 年 2 月 26 日付一部改正（平成 22 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考																		
13	<p align="center">表 A.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td>カドミウムの量に関して, 0.01 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L</td> <td><u>0.006 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, 0.01 以下	略		<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.006 以下</u>	略		<p align="center">表 A.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td>カドミウムの量に関して, <u>0.003 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, <u>0.003 以下</u>	略		略		1,1,2-トリクロロエタンを削除
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, 0.01 以下																				
略																					
<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.006 以下</u>																				
略																					
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, <u>0.003 以下</u>																				
略																					
略																					
18	<p align="center">表 B.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td>カドミウムの量に関して, 0.001 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L</td> <td><u>0.000.6 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, 0.001 以下	略		<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.000.6 以下</u>	略		<p align="center">表 B.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物 mg/L</td> <td>カドミウムの量に関して, <u>0.000.3 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, <u>0.000.3 以下</u>	略		略		1,1,2-トリクロロエタンを削除
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, 0.001 以下																				
略																					
<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> mg/L	<u>0.000.6 以下</u>																				
略																					
項目	基準																				
カドミウム及びその化合物 mg/L	カドミウムの量に関して, <u>0.000.3 以下</u>																				
略																					
略																					

平成 23 年 3 月 30 日付一部改正（平成 23 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考																
13	<p align="center">附属書 A.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン mg/L</td> <td>0.03 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン mg/L	0.03 以下	略		<p align="center">附属書 A.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン mg/L</td> <td><u>0.01 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン mg/L	<u>0.01 以下</u>	略		
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン mg/L	0.03 以下																		
略																			
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン mg/L	<u>0.01 以下</u>																		
略																			
18	<p align="center">附属書 B.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン mg/L</td> <td>0.003 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン mg/L	0.003 以下	略		<p align="center">附属書 B.3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン mg/L</td> <td><u>0.001 以下</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		トリクロロエチレン mg/L	<u>0.001 以下</u>	略		
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン mg/L	0.003 以下																		
略																			
項目	基準																		
略																			
トリクロロエチレン mg/L	<u>0.001 以下</u>																		
略																			

頁	改正前	改正後	備考												
12	<p>A.1 浸出性 栓の浸出性は、<u>表 A.1</u>、<u>表 A.2</u> 及び <u>表 A.3</u> による。ただし、…</p>	<p>A.1 浸出性 栓の浸出性は、<u>表 A.1</u>、<u>表 A.2</u> 及び給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）による。ただし、…</p>													
12	<p style="text-align: center;">表 A.2－栓の浸出性－材質別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の材料</td> <td colspan="2">その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、<u>表 A.3</u> の基準を満足しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	水道水と接触する材料	項目	基準	その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>表 A.3</u> の基準を満足しなければならない。		<p style="text-align: center;">表 A.2－栓の浸出性－材質別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の材料</td> <td colspan="2">その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、<u>給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）</u> を満足しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>	水道水と接触する材料	項目	基準	その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）</u> を満足しなければならない。		
水道水と接触する材料	項目	基準													
その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>表 A.3</u> の基準を満足しなければならない。														
水道水と接触する材料	項目	基準													
その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>給水装置の構造及び材質の基準を定める省令の別表第一（給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準）</u> を満足しなければならない。														
13	<p style="text-align: center;">表 A.3－栓の浸出性－選択項目</p> <p style="text-align: right;">単位 mg/L</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>カドミウム及びその化合物</u> 略</td> <td><u>カドミウムの量に関して、0.003 以下</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>1,3-ブタジエン</u></td> <td><u>0.001 以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	<u>カドミウム及びその化合物</u> 略	<u>カドミウムの量に関して、0.003 以下</u> 略	<u>1,3-ブタジエン</u>	<u>0.001 以下</u>		表 A.3 を全削除						
項目	基準														
<u>カドミウム及びその化合物</u> 略	<u>カドミウムの量に関して、0.003 以下</u> 略														
<u>1,3-ブタジエン</u>	<u>0.001 以下</u>														

平成 26 年 3 月 25 日付一部改正（平成 26 年 4 月 1 日適用） 箇所（続き）

頁	改正前	改正後	備考																								
16	B.2 浸出性 栓の浸出性は、 表 B.1 、 表 B.2 及び 表 B.3 による。ただし、…	B.2 浸出性 栓の浸出性は、 表 B.1 、 表 B.2 及び <u>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二</u> による。ただし、…																									
17	表 B.2－栓の浸出性－材質別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の材料</td> <td>その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、表 B.3 の基準を満足しなければならない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">注 a) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注記 略</td> </tr> </tbody> </table>	水道水と接触する材料	項目	基準	その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 表 B.3 の基準を満足しなければならない。		注 a) 略			注記 略			表 B.2－栓の浸出性－材質別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>水道水と接触する材料</th> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の材料</td> <td>その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、<u>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二 a)</u>を満足しなければならない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">注 a) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">注記 略</td> </tr> </tbody> </table>	水道水と接触する材料	項目	基準	その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二 a)</u> を満足しなければならない。		注 a) 略			注記 略			
水道水と接触する材料	項目	基準																									
その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 表 B.3 の基準を満足しなければならない。																										
注 a) 略																											
注記 略																											
水道水と接触する材料	項目	基準																									
その他の材料	その他の材料は組成を明確にした上で、浸出する可能性のあるすべての成分について、 <u>水道施設の技術的基準を定める省令の別表第二 a)</u> を満足しなければならない。																										
注 a) 略																											
注記 略																											
18	表 B.3－栓の浸出性－選択項目 単位 mg/L <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>カドミウム及びその化合物</u> 略</td> <td><u>カドミウムの量に関して、0.0003 以下</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>N,N-ジメチルアニリン</u></td> <td><u>0.001 以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	<u>カドミウム及びその化合物</u> 略	<u>カドミウムの量に関して、0.0003 以下</u> 略	<u>N,N-ジメチルアニリン</u>	<u>0.001 以下</u>		表 B.3 を全削除																		
項目	基準																										
<u>カドミウム及びその化合物</u> 略	<u>カドミウムの量に関して、0.0003 以下</u> 略																										
<u>N,N-ジメチルアニリン</u>	<u>0.001 以下</u>																										

令和 5 年 3 月 29 日付一部改正（令和 5 年 3 月 29 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考
1	2 引用規格 略 JIS G 5502 球状黒鉛鑄鉄品 略	2 引用規格 略 JIS G 5502:2007 球状黒鉛鑄鉄品 略	JIS G 5502 について、 2007 年版の適用に限定 [その後の改正版（追補を含む）は適用しない]